

平成 25 年 8 月 30 日

新潟県後期高齢者医療広域連合議会  
8 月定例会会議録

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 8月定例会

平成 25 年 8 月 30 日

---

◎ 議事日程 第 1 号

平成 25 年 8 月 30 日（金曜日）午後 2 時 00 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 9 号 平成 24 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 議案第 10 号 平成 24 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第 11 号 平成 25 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 6 一般質問

---

◎本日の会議に付した事件

ページ

日程第 1	会議録署名議員の指名について	3
日程第 2	会期の決定について	3
日程第 3	議案第 9 号 平成 24 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	4
日程第 4	議案第 10 号 平成 24 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	4
日程第 5	議案第 11 号 平成 25 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	4
日程第 6	一般質問	13
(追加日程)	議案第 12 号 監査委員の選任について	16

---

◎出席議員（26 人）

佐藤 豊美	丸山 広司	柳沢 周治
熊倉 均	高橋 新一	斎藤 明
山賀 一雄	関 龍雄	川田 一幸
渡辺 みどり	山田 勉	中島 義和

関根正明  
中沢一博  
本間博明  
諸橋和史  
池田力

林 茂  
富 樫 誠  
皆 川 忠 志  
佐 藤 守 正  
津 野 庄 衛

関矢孝夫  
小林政榮  
山口周一  
藤ノ木浩子

---

◎欠席議員（4人）

樋口英一  
松浦春次

大澤祐治郎

浅間信一

---

◎説明のため出席した者

広域連合長	篠田昭
副広域連合長	渡邊廣吉
代表監査委員	小柴昭彦
事務局長	野本信雄
業務課長	大平和正
業務課長補佐	小林弘典
総務係長	小山真吾
医療給付係長	土沼亨
電算システム係長	須貝裕宣

---

◎職務のため出席した者

議会事務局長	松崎義春
議会事務局員	石塚隆介
議会事務局員	今井英幸

---

午後2時00分 開 議

○議長（佐藤豊美） 開議に先立ち、諸般の報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付のとおり、監査結果の報告であります。

監査委員より、本年3月から7月までの例月現金出納検査の結果についての提出があり、議長においてこれを受理しておりました。

検査の結果、計数等はいずれも正確で、出納事務についても適正であると認められたというものであります。ここにご報告いたします。

---

○議長（佐藤豊美） これより、平成25年新潟県後期高齢者医療広域連合議会8月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員は26名であり、地方自治法第292条において準用する同法第113条の規定により、定足数に達しております。

---

△日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤豊美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において林茂議員及び皆川忠志議員を指名いたします。

---

△日程第2 会期の決定について

○議長（佐藤豊美） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤豊美） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

---

△日程第3 議案第9号 平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第4 議案第10号 平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第5 議案第11号 平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（佐藤豊美） 次に、日程第3、議案第9号「平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第5、議案第11号「平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」までを一括議題といたします。

広域連合長の説明を求めます。

◎広域連合長（篠田昭） 議長。

○議長（佐藤豊美） 篠田広域連合長。

〔篠田昭広域連合長 登壇〕

◎広域連合長（篠田昭） 広域連合長の篠田であります。

それでは、議案第9号から第11号について、説明させていただきます。

初めに、議案第9号、平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定及び議案第10号、平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして、説明を申し上げます。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第1項の規定に基づき調製した決算に、同条第2項の規定による監査委員の審査意見書を付して、同条第3項の規定による議会の認定をいただくため、提案するものであります。

それでは、歳入歳出決算の状況を申し上げます。

初めに、一般会計の決算についてであります。

主な歳入は、構成する県内全市町村からの負担金のほか、国庫補助金、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金などであります。

次に、主な歳出ですが、事務局運営経費のほか、被保険者代表等の意見を伺うための懇談会の運営経費、制度周知のためのガイドブック作成等の広報経費、市町村が行う健康増進事業等への補助金、後期高齢者医療制度臨時特例基金への積立など、後期高齢者医療制度の円滑な運営に必要な経費であり、財政運営にあたっては経費の削減と効率化を図ってまいりました。

この結果、平成 24 年度一般会計の決算額は、千円単位で申し上げますと、歳入総額 27 億 5,714 万 3 千円で、収入率 99.3%、歳出総額 26 億 8,976 万 8 千円で、執行率 96.9%、歳入歳出差引額は 6,737 万 5 千円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算についてであります。

まず、主な歳入は、構成する県内全市町村からの支出金のほか、国、県、支払基金からの負担金等、また、平成 24 年度低所得者等保険料軽減への補填財源として受け入れた国庫補助金及び基金繰入金などあります。

次に、主な歳出は、療養給付費などの保険給付費のほか、健康診査事業を実施する保健事業費などあります。

この結果、平成 24 年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、千円単位で申し上げますと、歳入総額 2,446 億 2,294 万円で、収入率 96.8%、歳出総額 2,412 億 891 万 8 千円で、執行率 95.4%、歳入歳出差引額は、34 億 1,402 万 2 千円となっております。

次に、議案第 11 号、平成 25 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 24 億 9,885 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2,613 億 6,345 万 7 千円とするものであります。

内容としましては、平成 24 年度医療給付費の実績に基づく各種負担金等の精算に係る経費を補正するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

**○議長（佐藤豊美）** なお、この際、事務局長から本件についての補足説明の発言を求められておりますので、これを許可します。

**◎事務局長（野本信雄）** 議長。

○議長（佐藤豊美） 野本事務局長。

〔野本事務局長、自席で説明〕

◎事務局長（野本信雄） それでは、議案第9号から第11号について、補足説明をさせていただきます。

失礼して、着席にて説明させていただきます。

あらかじめ議案書と併せて送付させていただきました、「平成25年8月定例会議案の概要」という資料を中心に説明いたします。

開いていただいて、1ページをご覧ください。

議案第9号関係資料として、議案第9号「平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」主なものについて説明いたします。

決算概要は記載のとおりであり、歳入歳出差引額である6,737万5千円は平成25年度に繰り越し、市町村からの共通経費負担金を減額することにより精算をさせていただきます。

次に、中ほどの「主な歳入」の欄ですが、分担金及び負担金については、後期高齢者医療制度の運営に要する事務的経費に対する市町村からの共通経費負担金でございます。

国庫支出金は、低所得者の保険料軽減分及び会社の健康保険など被用者保険の被扶養者だった方に対する保険料軽減分の財源として、国から受け入れた臨時特例交付金が主なものでございます。

繰入金は、後発医薬品等の周知広報に係る経費の財源として、臨時特例基金を取り崩し充当したものであります。

続きまして、「主な歳出」の欄になります。

一般管理事務費の特別会計事務費繰出金ですが、医療給付に必要な事務費を特別会計へ繰出したものであります。

職員派遣関係経費の派遣職員人件費等負担金ですが、事務局を運営する管理職及び総務課職員に係る経費であります。

後期高齢者医療制度事業費の広報チラシ等作成業務委託料ですが、ガイドブック等の広報物作成費であります。

臨時特例基金事業費の臨時特例基金積立金ですが、国から交付された臨時特例交付金を基金に積み立てたものであります。

特別調整交付金事業費の後期高齢者医療制度特別対策補助金ですが、被保険者

の健康増進のために市町村が行った人間ドック費用への助成をはじめとする長寿・健康増進事業等に対する補助金であります。

2ページをご覧ください。

議案第10号「平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」主なものを説明いたします。

決算概要は記載のとおりであり、歳入歳出差引額である34億1,402万2千円は、平成25年度に繰り越しますが、このうち24億1,376万7千円は、平成24年度分の医療給付費の実績精算による国・県・市町村及び社会保険診療報酬支払基金に対する返還金の財源として充当するため、実質繰越額は10億25万5千円となります。

次に2ページ中ほどの「主な歳入」の欄になります。

市町村支出金ですが、被保険者が市町村に納付した保険料分及び市町村が医療給付に係る費用を定率で負担する療養給付費分をそれぞれ負担金として受け入れたものであります。

国庫支出金ですが、療養給付費負担金、調整交付金及び健康診査事業等に係る補助金を受け入れたものであります。

県支出金ですが、療養給付費負担金等を受け入れたものであります。

支払基金交付金ですが、国保や被用者保険などの負担金を財源とする現役世代からの支援金を窓口となっている社会保険診療報酬支払基金から受け入れたものであります。

繰入金ですが、特別会計に係る事務費分の財源として受け入れた一般会計繰入金のほか、低所得者及び被用者保険の被扶養者の保険料軽減分の財源として国からの交付金を積み立てていたものを取り崩し充当した臨時特例基金繰入金、平成24年度の保険料率を据え置くための財源として取り崩し充当した医療財政調整基金繰入金等があります。

繰越金は、平成23年度からの繰越金であります。

次に「主な歳出」の欄になります。

総務費ですが、決算額11億6,884万7千円となりました。

事業別の主な内訳は2ページから3ページに記載のとおりであります。

次に3ページの中程の保険給付費ですが、療養諸費の療養給付費、その他療養諸費、審査支払手数料、それに高額療養諸費、葬祭費であります。平成23年度に比べまして、全体としては0.9%の増となっております。

下段の県財政安定化基金拠出金です。



これは保険料収入額の不足等に対する財政リスク軽減のために新潟県が設置しております基金に対する広域連合からの拠出金であります。

4 ページをご覧ください。

保健事業費ですが、健康診査事業についての各市町村への委託料であり、受診率については被保険者全体の約 2 割、平成 23 年度に比べて 0.4 ポイントの増となっております。

ここで、本広域連合の保険事業についての成果について触れさせていただきます。

お手元に配付しております別の資料になりますが「主要な施策の成果報告書」をご覧くださいと思います。

11 ページ、12 ページをご覧くださいと思います。

まず、11 ページの一番上の保険料率についてですが、均等割が年額 3 万 5,300 円で、所得割は 7.15%となっており、制度開始からこの料率を維持してまいりました。

平成 25 年 3 月 31 日現在での賦課決定被保険者数は、37 万 831 人で、一人当たりの平均保険料は、年額 4 万 1,078 円となっております。

(2) に記載の保険料の軽減ですが、均等割では 61.9%の方が軽減対象となっており、また、所得割では 9.5%の方が対象となっております。

12 ページの上の方、(1) の被保険者数の推移ですが、平成 25 年 4 月 1 日時点では、35 万 3,158 人と、前年度より、6,068 人、1.7%の増となっております。

(2) の負担割合で見ますと、窓口での 1 割負担の方が 96.0%、いわゆる現役並み所得者である 3 割負担の方は 4%となっております。

それでは、先ほどの「議案概要」にお戻りいただきしたいと思います。

5 ページをご覧ください。

ここでは、第 9 号議案及び第 10 号議案に関連いたしまして、財産の状況について説明させていただきます。

物品ですが、サーバ機は、電算処理システム用の一括処理専用サーバ機を保有しているものであります。

後期高齢者医療制度臨時特例基金ですが、被扶養者及び低所得者の保険料軽減などの財源として、国から交付された臨時特例交付金を積み立てていたものを、その目的のために一部を処分したものであり、決算年度末現在高は、記載のとおりとなっております。

後期高齢者医療財政調整基金ですが、これまでの後期高齢者医療特別会計の実

質繰越金を基金に積み立てていたものです。保険料を据え置くため、平成 24 年度に保険給付費の財源として一部を処分しております。

決算年度末現在高は、記載のとおりとなっており、引き続き、平成 25 年度の保険給付費にも充当する予定であります。

次に、6 ページをご覧ください。

議案第 11 号「平成 25 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」説明をいたします。

まず補正理由ですが、平成 24 年度保険給付費の実績に基づく国・県・市町村などの負担金等の精算に係る経費を補正するもので 24 億 9,885 万 7 千円を追加するものです。

「歳入予算」になります。

市町村支出金の療養給付費負担金過年度分ですが、平成 24 年度の医療給付費等の実績に基づく精算により、市町村から負担金の不足分を受け入れるものであり、国庫支出金及び県支出金の高額医療費負担金過年度分についても、平成 24 年度の実績に基づく精算により、国・県負担金の不足分を受け入れるものであります。

繰越金ですが、前年度繰越金として、平成 24 年度の実績に基づく精算による、国・県・市町村・支払基金への返還金の財源を補正するものであります。

「歳出予算」になります。

諸支出金の償還金ですが、医療給付費等の実績に基づく精算により、国・県・市町村・支払基金から受け入れた平成 24 年度分の負担金等を返還する費用を補正するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**○議長（佐藤豊美）** ありがとうございます。

なお、この際、代表監査委員から議案第 9 号及び第 10 号についての審査結果の発言を求められておりますので、これを許可します。

小柴代表監査委員。

[小柴昭彦代表監査委員、登壇]

**◎代表監査委員（小柴昭彦）** 代表監査委員の小柴です。よろしく申し上げます。

決算審査報告をいたします。

地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 2 項の規定により、審査

に付された平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算等は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であるものと認められました。

また、予算の執行状況についても、適法かつ適正に執行されたものと認められました。

意見のまとめといたしましては、今後も引き続き、高齢者の医療費が増加していくと見込まれる中で、本制度を安定的に運営していくためには、医療費の動向把握や分析、保険料の収納対策などに努めていただき、本制度がこれからも被保険者の健康の保持・増進に寄与するよう望むものであります。

なお、詳細につきましては、お手元の歳入歳出決算審査意見書をご参照いただきたいと思います。

以上で、決算審査に係る意見の報告を終わります。

**○議長（佐藤豊美）** ありがとうございます。

それでは、これより、議案第9号「平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号「平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、議案第 10 号「平成 24 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

池田力議員。

〔池田力議員、登壇、討論〕

◆池田力 刈羽村議会の池田力と申します。それでは、議案第 10 号の平成 24 年度特別会計決算に反対する討論を行います。

後期高齢者医療制度の実施から 5 年が経ちました。

安倍内閣は制度が定着したなどと、この現代版「姥捨山」とも言われます制度の存続を図ろうとしております。

後期高齢者医療制度は 2008 年 4 月から実施されてきました。

75 歳以上の方はこれまでの国保や健保から脱退させられ後期高齢者医療制度に加入しました。

収入の少ない高齢者、中でも健康維持に大切な 75 歳前後は、日本人の生命表によりますと、男女ともそこを境に崖のようにカーブして生存者数が下降していくポイントであります。

いわば平均寿命にとりわけ影響を与える年齢であり、高齢者にすれば健康維持のために気になる症状などの受診、治療が強いニーズとなっております。

また、2013 年度の後期高齢者医療費の見込みは 15 兆円で毎年 7,000 億円ほど伸びております。

医療費の伸びと 75 歳以上の人口の伸びによって保険料が引き上げる仕組みになっております。

当初、給付費の 1 割と言っていた負担割合はすでに 2013 年度では、10.51% になっており青天井で伸びていくと言われております。

これまで 2 回、2010 年度と 2012 年度の保険料の値上げが続き、こんな制度はや

めてほしい、年金が削られる一方で医療や介護など、高齢者の負担は重くなるばかりと全国で高齢者の怒りが沸き起こっています。

75歳で家族から切り離し、別枠の制度、後期高齢者医療制度に押し込むという根本的矛盾も何も変わっておりません。

わずかの収入で暮らしているお年寄りから保険料を滞納したということで無慈悲な差押えが横行し、社会問題となっております。

この制度が続く限り、保険料の高騰を抑えるという名目で差別医療の診療報酬が復活してくることは必至であります。

存続すればするほど、高齢者を苦しめるのが後期高齢者医療制度であります。

若者に負担をかけないため、高齢者も負担をなどと後期高齢者医療制度もやむを得ないと言っていますが、現実には高齢者の青天井の保険料負担を軽減するため、今は健康保険法を改正し、総報酬から支援金をはじき出す等、現役層から繰り入れを増やしています。

こうしたその場しのぎの対応でなく、欠陥制度をきっぱり廃止し若者も高齢者も安心できる制度をつくり、一緒に解決していくことが必要と考えます。

以上をもって、反対討論といたします。

**○議長（佐藤豊美）** ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号「平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に、議案第 11 号「平成 25 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（佐藤豊美）** ないようでありますので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 11 号「平成 25 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

△日程第 6 一般質問について

**○議長（佐藤豊美）** 次に、日程第 6、一般質問を行います。

質問をする場合は、通告した内容の範囲内での質問とし、通告した内容から外れることのないよう、お願いいたします。

質問回数は 3 回までとなります。初回は登壇席から、2 回目以降につきましては議席から発言をお願いいたします。

なお、申合せによりまして、あらかじめ発言時間の制限をいたします。

発言時間は、1 人 15 分以内、答弁を含めて 30 分以内となっております。

それでは、通告により、佐藤守正議員に質問を許します。

〔佐藤議員、登壇、質問〕

◆佐藤守正 湯沢町議会の佐藤守正と申します。

私は共通経費の市町村別負担金の負担額に関わる質問をしたいと思っております。

内容は、共通経費の市町村別負担金の負担額の不平等を正すべきではないかということであります。

これは予算審議の段階でも指摘させていただいたことでもありますけれども、共通経費の被保険者一人あたりの負担額は、人口の多い自治体は小さく、人口の少ない自治体ほど大きくなっているという不合理があります。

共通経費の各市町村の負担額は、人口割 50%、被保険者割 40%、均等割 10%で算出しておりますけれども、この均等割 10%は人口の少ない町村には重くのしかかっています。

共通経費で各自治体に負担を求めた総額は、決算書によれば、11 億円になります。その 10%は 1 億 1,000 万円、それを 30 の自治体で均等に割り振ると 1 自治体あたりは、366 万円の負担になります。

新潟市の被保険者は、10 万 1,225 人ですから一人あたりの負担は、36 円であります。これに人口割や被保険者割を加えた結果、被保険者一人あたりの負担額は、3,123 円になるのであります。

同じように計算しますと長岡市は一人あたり 2,949 円、上越市は 2,909 円になります。

これに対し、人口の少ない町村は押し並べて高いのです。

刈羽村では被保険者一人あたり 7,796 円、出雲崎町は 5,280 円、湯沢町は 5,267 円になります。

極端なのは被保険者が 111 人しかいない粟島浦村であります。

1 自治体あたりの均等割負担額 366 万円を 111 人で割ると、一人あたり 3 万 2,972 円、これに人口割と被保険者割を加えて、3 万 4,944 円になるのであります。これは、新潟市や長岡市の 11 倍以上の負担額であります。

この不合理の原因は、共通経費の 10%の均等割にあることはあきらかであります。せめてこの均等割を 5%にまで落とせば、この不均衡は大きく改善されます。

先の議会での私の指摘に対し、連合長は次のように答弁されておられます。

「本制度発足時に構成市町村の同意を得てつくった制度であり、その後も何の異議の申し立てもないので、このままでいきたいと思う。」と、そのような答弁であります。

しかし、このような不合理的が指摘されている以上、次年度からの予算を組む時は改善の措置を取るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

◎**広域連合長（篠田昭）** 議長。

○**議長（佐藤豊美）** はい、連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、答弁〕

◎**広域連合長（篠田昭）** 佐藤守正議員の「共通経費の市町村別負担金の負担額の不平等について」のご質問にお答えします。

共通経費の市町村負担金は、構成市町村に代わって広域連合が事務を行うことに伴う経費を負担いただくものですが、スケールメリットにより、事務の合理化・均一化に加え、経費の節減においても効果が出ております。

このうち、均等割は、市町村が独自に事業を実施する場合に必要な最低限度の経費について負担いただくもので、制度立上げ時に、全市町村合意の基で決められたものであります。

これまでに、負担割合の見直しについては、各市町村からも特にご意見はいただいております。

また、規模の大きな自治体からは、職員を派遣いただくなど大きな負担もお願いしており、議員のご提案のような見直しをすれば、人口割が増え、人口の多い市町村への影響も大きいものとなります。

制度の大幅な変更などがなければ、当面は、均等割を変更することは考えていないということであります。

○**議長（佐藤豊美）** 佐藤議員。

◆**佐藤守正** 残念ながら前回のご答弁と同じ答弁をもう一度いただくことになりました。

構成市町村からの異議の申し立てがないのでこのまま行きたいということですが、これだけの不合理的が指摘されている以上、そのことについて構成市町村からの直接の異議の申し立てがないからと言って黙って見過ごしていいものだと私には思えないのですが。



議会の中から不合理があるから正してほしいという要請が出たわけですから議会からの申し入れについても、それは受け入れるとか受け入れないの答弁をいただきたいと思いますが、もう一度ご答弁ください。

◎**広域連合長（篠田昭）** 議長。

○**議長（佐藤豊美）** はい、連合長。

◎**広域連合長（篠田昭）** 先ほども申し上げたとおり大きい市などからは職員の派遣をいただいているということでもあります。

そういうことについて町村がやっていただけるのかどうかということもよくお考えになったうえで各市町村が判断をされていると考えております。

◆**佐藤守正** 職員の派遣があるということですがけれども、私が承知しているのは新潟市からは職員の派遣がありますけれども、長岡、上越、その他人口の多い他の市からも職員の派遣があるのでしょうか。

○**議長（佐藤豊美）** 野本事務局長。

◎**事務局長（野本信雄）** 今ほどの再々質問についてお答えいたします。

今事務局には市町村から 25 名の職員が派遣されておりますが、これは新潟、長岡、上越をはじめとする各市町から派遣をいただいているということで、その派遣の職員によってこの事務がなされております。

○**議長（佐藤豊美）** 以上をもって、一般質問を終結いたします。

---

△日程追加 議案第 12 号 監査委員の選任について

○**議長（佐藤豊美）** ただ今、広域連合長から議案第 12 号「監査委員の選任について」が提出されました。

ここで、本議案を配付いたします。

〔議案の配付〕

お諮りいたします。

ここで、日程を追加し、本議案を議題といたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤豊美） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、本件は議員の除斥に該当いたしますので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 117 条の規定により、山賀一雄議員の退場を求めます。

〔山賀 一雄 議員 退場〕

広域連合長の説明を求めます。

篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇〕

◎広域連合長（篠田昭） 議案第 12 号、監査委員の選任について、説明させていただきます。

監査委員の選任につきましては、これまで、加茂市議会より選出の関龍雄議員にその職を務めていただいておりますが、本年 5 月 31 日に当広域連合議員を一旦辞職されたことに伴い、その職についても退任となっております。

そこで、後任の監査委員につきましては、当広域連合規約第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により、その選任について議会の同意をいただきたいということで提出するものであります。

後任の監査委員につきましては、小千谷市城内 1 丁目 8 番 7 号、山賀一雄議員を選任したいというものであります。

よろしくご同意をお願いいたします。

○議長（佐藤豊美） これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。

○議長（佐藤豊美） これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第12号「監査委員の選任について」を採決いたします。  
本件について、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。  
よって、本件については、これに同意することに決しました。

〔山賀 一雄 議員 入場・着席〕

○議長（佐藤豊美） これで本日の日程は、全て終了しました。

以上で、平成25年新潟県後期高齢者医療広域連合議会8月定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時43分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議長

佐藤 豊美

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

林 義

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

谷川 忠志